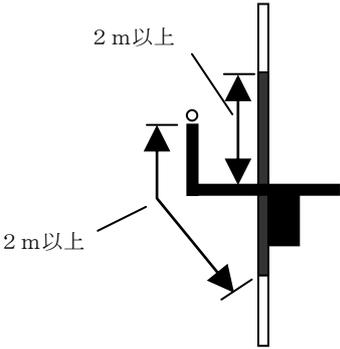


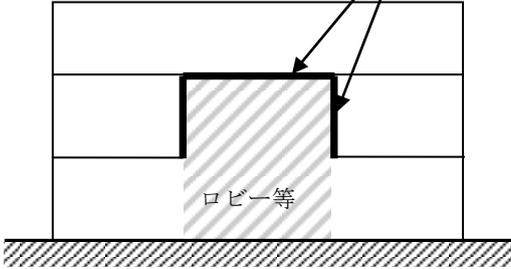
「建築物の防火避難規定の解説 2012」アフターフォロー 質問と回答

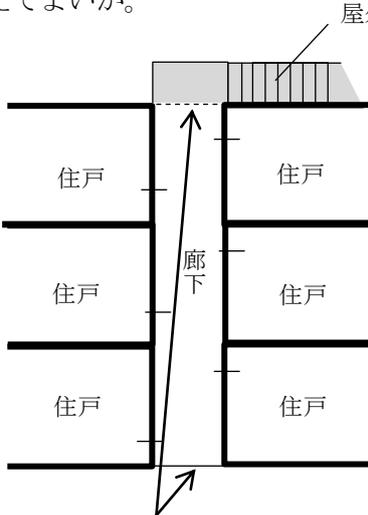
No	頁	質問	回答
1	16	間仕切り壁を耐火構造とする場合、断面の当該室側の半分を大臣認定仕様とし、残りの隣室側部分を告示仕様にするには可能か。	大臣認定仕様に適合する必要がある、不可である。
2	19	耐力壁である外壁を 45 分準耐火構造とする場合、屋外側を H12 建告示 1380 号第 1 第三号口の塗厚さが 20mm 以上の鉄網モルタルとし、屋内側を H12 建告示 1358 号第 1 第一号口の厚さが 15mm 以上のせっこうボードとすることは問題ないか。	貴見のとおり問題はない。 (<参考>平成 5 年 6 月 25 日施行の法改正説明会に基づく Q&A(ビルディングレター'93.11)質問 3)。
3	22	法 64 条に基づく防火戸の設置免除を受ける場合、断面図の防火扉の設置は開口部上部 r の範囲まで規制は必要か。	法第 64 条に基づく防火戸は、性能規定化の中でもっぱらその構造が準遮炎性能(建築物の周囲において発生する火炎を遮る)と整理されたので開口部の高さまでよい。
4	40	本文一行目の「開口部のない耐火構造の壁」に EV の乗場戸や管理用の扉(常時は施錠状態を保持)を設置することは可能か。	「開口部のない・・・」であり、設置することはできない。

5	46	<p>2以上の直通階段が必要な3階建の物販店舗で、2つの直通階段(避難階段)を設けるが、さらに避難階から2階の売り場への階段を設ける場合に、この階段は、避難階段にしなくてもよいか。</p>	<p>令第122条第2項の、「・・・2以上の直通階段を設け、これを・・・」より、3つめの階段でも2以上に該当するので、避難階段にしなければならない。</p>
6	51	<p>1の直通階段のみの計画でも、このページ(例3を除く)の扱いと同様に階段の踊場と廊下を兼用することはできないか。</p>	<p>兼用することはできる。</p>
7	57	<p>腰壁及び床が耐火構造であるRC造の屋外避難階段の2mの距離の測定方法は下記のとおりとしてよいか。</p> 	<p>貴見のとおりである。</p>

8	115 57	<p>屋外避難階段から1m未満の範囲に平屋建の附属開放型自転車置場(不燃材料で造られたもの)を設置した場合は、有効に外気に開放されている部分として扱えるか。</p>	<p>階段の腰壁手すりの上部で高さが1.1m以上の有効な開口部から水平距離で1m未満の部分に、当該建築物の屋根等が無い場合は、有効に外気に開放されている部分としてよい。(下図を参照のこと)</p>

9	84	<p>平成12年建告第1436号の第四号ハの(4)では「・・・仕上げ材を不燃材でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの」と記載されているが、壁及び天井の部分を木造の準耐火構造で造り、仕上げを不燃材料で造る場合も、これと同等とみなして適用ができるか。</p>	<p>仕上げ材が告示第225号(平成21年2月27日)第一第一号イ(2)(i)～(iii)に定める不燃材料(いわゆる「特別仕様の不燃材料」)であれば適用は可能である。</p>
10	100	<p>②「通路部分は、外気に十分開放されていること。」及び解説五行目「一般的に開放性のあるピロティなどが該当する。」とあるが、ピロティの場合は上部底等のはね出し部分から隣地境界線までの水平距離は50cm以上必要か。</p>	<p>原則、50cm以上必要である。</p>

11	126	<p>下図の2層にまたがる部分 (  )の2層上部の部分が他の部分と開口部のない耐火構造の床及び壁で区画されている場合、 部分は吹き抜き部分として扱わなくてよいか。</p> <p style="text-align: center;">開口部のない耐火構造の床及び壁</p>  <p style="text-align: center;">ロビー等</p>	<p>2層の場合には、吹き抜き部分として扱わない。なお、中間階における同様のケースも吹き抜き部分としては扱わない。</p>
----	-----	---	---

12	153 124	<p>下図の中廊下型共同住宅において、廊下の突き当りに P153 の解説の要件を満たす開放部分がある場合、屋外階段と廊下の上に堅穴区画は不要と考えてよいか。</p>  <p style="text-align: center;">廊下の開放部分は、天井高さの 1/2 以上かつ 1.1m 以上で、廊下 の幅以上直接外気に接している</p>	<p>P153 の解説にある「直接外気に開放されている部分」とは開放片廊下に適用するものであり、中廊下には適用できない。よって屋外階段と廊下は堅穴区画をする必要がある。</p>
----	------------	--	--

13	136	本文下から 2 行目以下に「両面 20 分の防火設備の設置が免除されている」とあり、また図の注釈にも「防火設備としなくてよい。」と記載がある。令 136 条の 2 第 1 号は、隣地から 1m 以内の部分にある換気のための窓 (0.2 m <sup>2</sup> 以内のもの)については閉鎖方法を問わないということであり、防火設備が不要とはしていないのではないか。	貴見のとおりである。 (2012 年版第 4 刷から修正済)
14	158	建築物の外壁に取り付ける軽微なテント製小庇も屋根の制限を受けるのか。	取り外し自由で、容易に撤去できる日覆い程度の軽微なテント工作物は、建築物の部分として扱わない。ただし消防法による規制もあるので別途所轄消防機関と協議願いたい。 なお、テント工作物については JCBA 冊子「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」P13 も参考にされたい。
15	159	「参 8 独立した自走式自動車車庫の取扱いについて」を同形態の自転車駐車場(主要構造部が不燃材料で造られたものであり、バイク置場の使用はなし)にも適用できるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 26 条について 同条第二号イに該当するものとする。</li> <li>・ 法第 27 条について 特殊建築物に該当しないので適用なし。</li> <li>・ 法第 61 条、法第 62 条について 法第 61 条第二号に該当するものとする。</li> <li>・ 法第 64 条について 防火設備は不要。</li> <li>・ 令第 112 条第 1 項について 令第 112 条第 1 項第一号の建築物の部分で用途上やむを得ない場合に該当。</li> </ul>
16	その他	共同住宅の管理人室、駐輪場、ごみ置場は 100 m <sup>2</sup> 以内の防火区画がされている場合、令第 126 条の 2 第 1 項ただし書き第一号の適用については、共同住宅の用途の一部と考えられるため可能か。	貴見のとおりである。
17	その他	法 35 条の 3 において、居室を区画する主要構造部を木造の準耐火構造で造る場合は、不燃材料で造ると同等と扱ってよろしいか。	取り扱えない。